

# 開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関するプロジェクトチーム（PT）報告書

# 目次

1. 本PTの目的・趣旨	1
2. 主な検討テーマ	2
(1) 対象シーレーン沿岸国との海洋産業協力を実施するための協力テーマ・分野 の現状把握	2
(2) 海洋産業協力を拡大していくための課題の把握	3
(3) 海洋産業協力の具体化やその中における政府の役割	4
3. 提言	4
(1) 港湾等インフラの開発・運営等の海洋産業協力に係る取組強化	4
(2) 民間企業の取組を促進するための環境整備	5
(3) 国際海上輸送の安定確保に向けた海洋産業の国際競争力強化	6
4. 結び	7
参考資料1：開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する PT 構成員	8
参考資料2：開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する PT 開催実績	9

## 1. 本 PT の目的・趣旨

我が国の経済活動は、貿易量の 99.6%以上を占める外航海運<sup>1</sup>によって支えられており、経済安全保障の観点から安定的な海上輸送ルートを確認することは、次の文書でも確認されているとおり海洋政策における重要な課題の一つである。

- ▶ 平成 29 年度の総合海洋政策本部参与会議の下に設置した、「海洋の安全保障小委員会」においては、第 3 期海洋基本計画における「海洋の安全保障」の観点からの海洋政策のあり方がとりまとめられた。「海洋の安全保障小委員会」報告書（平成 29 年 9 月 22 日）において、海洋の安全保障の補強となる施策の一つとして経済安全保障が挙げられており、「我が国の国際物流のほとんどを支える、シーレーンの安全確保の観点から、シーレーン沿岸国の港湾等のインフラは非常に重要な意味を持つ。特に主要な港湾等における運営に我が国が関与していくことや、（中略）海上輸送拠点を整備することは、海洋における安全保障環境を戦略的に維持・改善する上からも重要である。」としている。
- ▶ 第 3 期海洋基本計画においても、「海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、自由、民主主義、基本的人権の尊重、『法の支配』といった普遍的価値を堅持し、『開かれ安定した海洋』を希求してきた海洋国家たる我が国は、我が国の平和と安全を自らの力により守る努力を続けることは当然であるが、同時に、『自由で開かれたインド太平洋<sup>2</sup>』を始め、世界をより平和で安定したものとする努力を積極的に果たしてこそ、我が国自身の平和と安全、そして繁栄を確保することができる。」「海上輸送ルートの確保に向けては、シーレーン沿岸国等の主要な港湾の運営への参画のみならず、港湾拠点の後背地の都市基盤・産業基盤、それらを結ぶ交通基盤の整備等も視野に入れた戦略的な取組が重要」としている。

また、同基本計画では、経済安全保障に係る取り組みは、海洋の安全保障を補強し支えるものとして重要視しており、これらを包含する「総合的な海洋の安全保障」として様々な取り組みを検討していくこととしている。

上記の認識を踏まえ、総合海洋政策本部参与会議において「シーレーン沿岸国との海洋産業協力の深化に関する研究会（以下、「シーレーン SG」という。）」を設置することとされた（平成 30 年 7 月 24 日参与会議より）。シーレーン SG では、シーレーン沿岸国との間において、港湾をはじめとする海洋を介在する分野の産業協力を深化させ、我が国の経済にとって重要なシーレーンの確保に寄与するための方策について検討を行い、以下の報告内容がまとめられた。

＜シーレーン沿岸国との海洋産業協力の深化に関する研究会 報告書＞（抄）

<sup>1</sup> SHIPPING NOW 2019-2020 [データ編] <http://www.jpmac.or.jp/relation/shipping.html>

<sup>2</sup> 第 3 期海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）の時点では、自由で開かれたインド太平洋戦略としている。

本研究会は、主要なエネルギー輸入経路となるシーレーンや、特にベトナム、ミャンマー、インド等のシーレーン沿岸国について、経済状況や海洋産業協力に関する事業の状況、民間企業による海洋産業協力の支援策、海洋産業協力に向けた課題について把握した。

我が国の経済安全保障の観点から、今回取り上げた3か国以外の沿岸国についても、必要に応じて海洋産業協力に関する事業の状況、支援策、課題等について引き続き整理し、有望な海洋産業協力分野の抽出や、協力に際しての障害や課題を把握するとともに、その解決策を含めて整理していくことが有益ではないか。

海洋産業協力に係るプロジェクトの具体的な事業構想、ロードマップ、政府に求められる役割についても、今後検討していくことが重要である。

これまでの認識を踏まえ、開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関するプロジェクトチーム（以下「海洋産業協力 PT」という。）においては、シーレーン SG における検討事項を引き継ぎ、我が国を取り巻く国際的な安全保障環境等を考慮した広義のシーレーン及びその沿岸国との海洋産業協力の具体化やその中における政府の役割について検討した。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取り組みであるかどうかの観点も含めて検討した。

## 2. 主な検討テーマ

### (1) 対象シーレーン沿岸国との海洋産業協力を実施するための協力テーマ・分野の現状把握

- ・シーレーン SG においては、主要なエネルギー輸入経路となるシーレーン及びその沿岸国について取り上げたことを踏まえ、海洋産業協力 PT においては、主要なエネルギー輸入経路となるシーレーンを軸としつつ、対象沿岸国を広げて議論を行った。具体的には、シーレーン SG において対象としたベトナム、ミャンマー、インド、スリランカの他に、バングラデシュ、カンボジア等についても対象にした。
- ・対象沿岸国に対する経済協力・開発協力の概要について、関係府省庁（政府関係機関含む）による取組状況についてヒアリングを行った。また、海洋産業分野（港湾の開発や運営等）について、民間企業等による参入実績についてヒアリングを行った。
- ・対象沿岸国に限らず、海洋産業分野の全体に渡る取組状況についてヒアリングを行った。

具体的には、以下の内容についてヒアリングを行い、現状を把握した。

- 関係府省庁においては、上記の国々に対して様々な経済協力・開発協力を実施しており、海洋関係の協力対象には港湾開発計画の策定、港湾施設の整備、港湾に繋がる道路建設等が行われている。また、インフラ輸出戦略では、政府部内の情報

共有や戦略的に対応するための意思統一を図るため、政府間タスクフォースと、個別案件毎に進出意欲のある民間と政府、自治体等からなる官民プラットフォームを設置する取組（港湾運営に関連のある PPP、港湾後背地の開発と関連性のあるスマートシティ等）など、政府部内と官民連携の体制強化が進められている。

- 港湾の開発や運営等における民間企業等による参入状況については、各社のプレスリリース情報や主査のスタッフの知見を踏まえ、海運会社、港湾運営・荷役会社、商社からヒアリングを行った。実際に、コンテナや火力発電所に必要な貨物を取り扱う港湾ターミナルの建設や運営、港湾荷役や・運送事業への参画、陸上を含んだ物流ネットワークを構築する上で必要となる港湾開発等の事例を踏まえ、議論を行った。

民間企業等からは、日本政府や相手国政府による支援が得られているプロジェクト、当該国や地域全体の経済成長により物流増加が見込めるプロジェクト等は、事業の継続性が見込めるため民間企業として参入しやすいこと、現地の商習慣や制度、衣食住や犯罪等の安全性が我が国と異なるため、その対応に向けて、現地大使館等との連携が重要であること、港湾が発展していくためには、接続する道路や工業団地等のインフラ整備が必要であること、等の意見があった。また、民間企業は当該国で様々なビジネスを行っている知見・経験を活かし、新たなビジネスとして海洋産業プロジェクトにも参入しており、これらの取り組みは当該国の経済発展を支えていることを把握した。

これに対し、関係府省庁からは、港湾周辺インフラの ODA による整備事例や、港湾運営への出資等の支援、さらに、今後強化していく支援として、インフラの運営・管理（O&M）への積極的な関与と支援等の説明があった。

- 物資輸送の観点からのシーレーン確保は、シーレーン沿岸国等の港湾等のインフラ整備や運営への関与等と相まって、総合的な海洋の安全保障を強化する上で不可欠なものである。そのため、我が国外航海運企業等の国際競争力強化方策、輸送ルート of 安全確保方策等についてヒアリングを行った。
- また、LNG の国際動向等についてもヒアリングを行い、国際的な環境規制が高まる中で、今後 LNG 燃料船等の需要にどのような影響があるかについて把握した。
- さらに、関係府省庁からは、シーレーンの確保や重要港湾の整理にあたっては、本邦企業のグローバルなサプライチェーンの確保、経済回廊との連結性の確保という視点も重要であるという指摘があった。

## （2）海洋産業協力を拡大していくための課題の把握

- ・対象シーレーン沿岸国との海洋産業協力の現状や実績を踏まえ、具体的な障害や課題等の整理に関する議論を行った。

### （３）海洋産業協力の具体化やその中における政府の役割

- ・我が国の経済安全保障の確保のためには、諸外国との間で官民一体となって互恵的・戦略的・持続的な活動を展開すべきという観点から、具体的な海洋産業協力プロジェクトが抽出できるかについて検討を行った。また、当該海洋産業協力プロジェクトを推進するにあたって、関係府省庁が支援できる政策ツールについても検討を行った。
- ・関係府省庁からは、インフラ輸出戦略で、現地企業との連携や第三国企業との連携の具体事例の紹介があり、こうした連携を推進していくための投融資支援やインセンティブのある政策支援の現状と今後の課題について説明があった。
- ・具体的な海洋産業協力プロジェクトの抽出ができない場合、今後のプロジェクト抽出に向けた体制について検討した。

## 3. 提言

第3期海洋基本計画に掲げているとおり、「自由で開かれたインド太平洋」を始め、世界をより平和で安定したものとする努力を積極的に果たしてこそ、我が国自身の平和と安全、そして繁栄を確保することができるものである。また、海上輸送ルートの確保に向けては、シーレーン沿岸国等の主要な港湾の運営への参画のみならず、港湾拠点の後背地の都市基盤・産業基盤、それらを結ぶ交通基盤の整備等も視野に入れた戦略的な取組が重要である。そのため、海洋産業協力PTにおいては、これらの実現に向けた取り組みとして、以下の（１）～（３）について提言する。

### （１）港湾等インフラの開発・運営等の海洋産業協力に係る取組強化

これまで、関係府省庁においては、諸外国との経済協力の一つの取り組みとしてODA等を通じて、港湾開発計画、港湾施設の整備、港湾に繋がる道路建設等、海洋産業に直接結び付く取り組みを実施している。また、政府系金融機関や官民ファンドにおいても、港湾開発や運営に関する案件に出資等、海洋産業に関する案件にも関わっている。さらに、現地政府や自治体と協力しながら港湾開発計画を検討する、諸外国に進出を計画している日系民間企業等に対する官民連携協議会を活用する等は、将来の海洋産業に繋がる取り組みであると考えられる。このため、今後、関係府省庁及び民間企業等が連携して戦略的な取組を一層進められるよう、後述するように、府省庁、官民間の連携体制の強化が望ましい。

また、インフラ輸出の観点からは、我が国による重要港湾及び後背地の開発・運営への参画について、ODAを通じた港湾整備の支援を引き続き進めるとともに、整備段

階から整備後の運営・管理への協力・参画を被援助国に積極的に働きかけていくことが望ましいと考えられる。なお、重要な港湾に係るコンセンサスについては、純粹に安全保障的な観点や我が国への原油やコンテナ船の輸送ルートの観点からだけでなく、我が国企業のグローバルサプライチェーンや原油以外の重要資源の積み出し港の観点も重要であると考えられる。サプライチェーンについては、米中間の通商問題や新型コロナウイルス感染拡大等により、我が国サプライチェーンへの影響が懸念されている等といった近年の状況も踏まえることも重要である。

これらの取組は、諸外国との経済協力やインフラ輸出等の観点からだけでなく、諸外国との海洋産業協力を進めていく観点からも重要な取り組みであるため、これらの取り組みをさらに強化して進めていくべきである。

## (2) 民間企業の取組を促進するための環境整備

諸外国との海洋産業協力を進めて行く上では、関係府省庁や政府系機関による取り組みだけではなく、民間企業等による取組も重要である。

港湾管理運営会社、港湾物流会社、海運会社及び倉庫会社等は、我が国の海洋産業を支える上で重要な立場にある。これらの企業は我が国で培った技術やノウハウを生かし、諸外国の港湾運営に参画し、その国の経済発展に貢献している。その一方、これらの港湾オペレーターとなり得る本邦企業については、競合国の企業と比べてコスト競争力等で優位にある訳ではなく、我が国が強みを持つライフサイクルコストやノウハウは、客観的な評価指標がないため、競合国との差別化には至っていない事例もある。むしろ、諸外国の港湾においては電子技術や自動化など、新たな技術の導入も進んでおり、これらの技術は我が国にフィードバックし、我が国の海洋産業の発展に繋がるのではないかとさえ考えられ、港湾オペレーターとなり得る本邦企業の育成・競争力の向上は、今後取り組むべき重要課題である。また、商社などは、当該国で数十年に渡って様々なビジネスを行っていることもあり、その国の経済発展を支え、政府・自治体・地元事業者やその国民との信頼関係も構築してきている。近年、新たなビジネスとして、港湾開発や港湾運営に参画することは、その国の更なる経済発展につながり、強いては我が国の経済安全保障にも繋がっていくものであると認識できる。

民間企業が海外事業に参画する上で重要となるのは、事業継続性、経済性、安全性の確保であると考えられる。

事業継続性については、まず、港湾の運営権、特に外資規制等や、後背地の借地権や使用权、開発権等の年限や権利延長の難易度が、港湾後背地の都市開発・不動産開発と同様に重要である。

また、経済性の確保とは、我が国の機関・企業等が港湾運営に参画する場合の採算性の確保であり、対象国政府による支援や我が国の公的支援機関や官民ファンドの支援を受けられる場合は、安定的なビジネスが継続できる案件と認識されることが多い。このため、収益性の低い港湾・後背地のインフラの ODA での整備や、公的支援機関に

よる出資の迅速化や強化等は経済性の確保や本邦企業の参画促進に資すると考えられる。加えて、港湾の運営・管理に係る人材育成、我が国のライフサイクルコストやノウハウ・技術の移転とセットのO&M円借款は、経済性の確保や参画した本邦企業の出口戦略、次の案件の運営参画の観点から今後推進を図っていくべきである。こうした支援と併せて、運営上の課題や管理に係るデータの提供を対象国政府に依頼し、手続きの電子化、汚職防止、自動化・効率化、施設の長寿命化等我が国の強みをいかした改善策を積極的に提案することを目指すことも重要である。さらに、港湾・港湾後背地の事業収入が現地通貨の場合もあることから、一定の為替リスクの軽減対策に今後取り組むことが必要である。

次に、安全性の確保については、現地駐在員の衣食住に関わるものから、外国人を狙った犯罪などの生命に関するものまで、多岐に渡る。民間企業独自による安全確保を行っているが、関係府省庁が発信する現地情報の把握や現地の日本大使館との連携、邦人の安全確保も重要である。

そのため、関係府省庁や政府系機関は、引き続き、民間企業等が諸外国の海洋産業ビジネスに積極的に参画できるよう、民間企業等のニーズも把握しながら、政府系金融機関や官民ファンド等による支援の不断の見直しなど、事業継続性、経済性や安全性の確保に資する環境整備を行うべきである。

### (3) 国際海上輸送の安定確保に向けた海洋産業の国際競争力強化

我が国貿易量の99.6%を海上輸送が担っており、物資を安全・安定・効率・低コストに輸送するためには、安定的な国際海上輸送の確保が必要不可欠である。特に、我が国の物資輸送の7割を担い、我が国の管轄権が容易に及ぶ日本船舶の運航主体である我が国の外航海運業の国際競争力の確保、及び、我が国海運企業が運航する船舶の約8割を供給する我が国造船業の国際競争力の確保は、我が国経済社会にとって重要であり、経済安全保障にも資するものである。

我が国の外航海運業の国際競争力の確保に向けて、トン数標準税制をはじめとした各種税制支援、マラッカ・シンガポール海峡における航行安全・環境保全に係る国際協力やソマリア沖・アデン湾等における海賊対策等に取り組んでいるが、世界の海上荷動量に占める日本商船隊の輸送比率は減少傾向にあり、船舶の供給過剰やそれに伴う運賃市況の悪化等により、大手3社は収益安定のため、それぞれのコンテナ船事業を分離し統合したが、19年3月に大幅な赤字計上を行う事業者もあるなど、我が国外航海運企業の経営は厳しい状況に置かれている。他方、我が国造船業については、「i-Shipping」の取組の中で、官民あげて造船現場の生産性向上を図るための生産技術の開発を実施している他、現場を担う人材の確保・育成施策等を推進しつつ、国際競争力の強化に努めているが、近年の建造需要低迷や公的支援を受けている韓国・中国造船企業との競争激化により、厳しい状況にある。

以上より、従前にも増して厳しい競争環境に置かれている我が国外航海運業及び造



船業について、経済安全保障の観点からの安定的な国際海上輸送を確保する上でこれら産業の国際競争力強化は重要であり、その観点から、これまで以上に課題に対応した取組が求められる。

## 4. 結び

関係府省庁や民間企業等においてこれまで海洋分野に関する取組やビジネスを進めており、これらは諸外国との海洋産業協力を繋がるものであるため、引き続き、これらの取り組みの支援や環境整備を進めるべきである。また、我が国海外航海運業及び造船業について、これまで以上に課題に対応した取組が求められる。また、これらの取り組みは、第3期海洋基本計画にも掲げている、「自由で開かれたインド太平洋」を始め、世界をより平和で安定したものとする努力を積極的に果たしてこそ、我が国自身の平和と安全、そして繁栄を確保するといったことの実現に向けた取り組みでもある。

今後、諸外国との海洋産業協力を深化させ、我が国の経済安全保障を確保していくためには、諸外国との間で官民一体となって互恵的・戦略的・持続的な活動を展開する必要がある。シーレーンSG及び海洋産業協力PTにおいては、主要なエネルギー輸送経路となるシーレーン及びその沿岸国として（ベトナム、ミャンマー、インド、スリランカ、バングラデシュ、カンボジア）について取り上げたが、例えば、天然資源の供給地及びエネルギー資源等の海上輸送ルートとして小島嶼国を含む大洋州地域も重要である。そのため、これらのシーレーンやその周辺国々との海洋産業協力を行うことは、「自由で開かれたインド太平洋」を実現に向けた取り組みとして重要である。

なお、体制の強化にあたっては、重要な港湾に係る官民のコンセンサスが必要なほか、対象国における港湾関連の法制度、外資規制や・土地使用等に係る政府の規制や運用、対象国政府の支援策の実態を把握することも必要である。各国の法規制等の実態を調査した上で、官民連携で戦略的に取り組む重要課題と重要案件を選択して、限られたリソースを集中することも必要ではないか。

具体的なプロジェクトの実施に際しては、関係機関との関係や官民の責任分担のあり方にも留意しつつ、責任と司令塔機能を有する体制の下で関係機関の連携や長期的視点に立ってプロジェクトの進捗を把握することが望まれるのではないか。そのためにも、民間企業等からのニーズを把握し、総合海洋政策本部参与会議との連携の下、諸外国において海洋産業に関する経済協力プロジェクト立ち上げのための実務の知見や現場のノウハウを有する関係団体の協力も得ながら、民間企業等プロジェクト事業者が参画するプラットフォーム等を設置・活用し、官民一体のオールジャパンで海洋産業協力を深化していくための体制を出来る限り早期に構築していくことが重要である。

## 開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する PT 構成員

主査：高島 正之

参与：兼原 敦子、杉本 正彦、前田 裕子、水本 伸子  
尾形 武寿（第 4 回参加）、大和 裕幸（第 4 回参加）

外部有識者：

主査のスタッフ（民間企業等）

関係府省庁：

内閣官房（経協インフラ担当）、内閣府（総合海洋政策推進事務局）、外務省、  
経済産業省、国土交通省

## 開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する PT 開催実績

開催実績	テーマ
第 1 回 PT (令和元年 10 月 8 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バングラデシュ、カンボジアにおける経済協力等について</li> <li>・海外における LNG ビジネスの取り組みについて</li> </ul>
第 2 回 PT (令和元年 12 月 19 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー、カンボジア、バングラデシュ等における港湾運営への参画等の取り組みについて</li> </ul>
第 3 回 PT (令和 2 年 1 月 10 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム、ミャンマー等における港湾運営への参画等の取り組みについて</li> </ul>
第 4 回 PT (令和 2 年 2 月 18 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国外航海運企業の国際競争力強化等について</li> <li>・報告書骨子案について</li> </ul>
第 5 回 PT (令和 2 年 3 月 5 日※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラ輸出戦略等の取り組みについて</li> <li>・報告書案について</li> </ul>

※新型コロナ・ウィルス対策のため中止



# 海洋状況把握（MDA）に関するプロジェクトチーム （PT）報告書

## 目次

1. 本 PT の目的・趣旨	1
2. 主な検討テーマ	2
(1) 我が国周辺海域における取組	3
(2) 船舶動静情報の収集・集約・共有に関する最新の取組・将来構想と課題	4
(3) 我が国の重要なシーレーンにおける取組	4
3. 提言	5
(1) 船舶動静情報を集約・共有するプラットフォームの構築	5
(2) 外国の MDA 関連機関との連絡調整を担う機能の整備	6
(3) 情報の収集・集約・共有を強化するための各種関連施策の推進	7
4. 結び	8
参考資料 1 : 海洋状況把握 (MDA) に関する PT 構成員	9
参考資料 2 : 海洋状況把握 (MDA) に関する PT 開催実績	10

## 1. 本 PT の目的・趣旨

厳しさを増す海洋をめぐる安全保障環境及び海洋政策課題の複雑化・広域化を背景として、第3期海洋基本計画(平成30年5月閣議決定)には海洋状況把握(以下「MDA」という。)が初めて明記され<sup>1</sup>、その能力強化について「情報収集体制」、「情報の集約・共有体制」及び「国際連携・国際協力」という3つの観点から重点的に取り組むこととされた。

我が国のMDAは「海洋の安全保障、海洋環境保全、海洋産業振興・科学技術の発展等に資する海洋に関連する多様な情報を、取扱等に留意しつつ効果的な収集・集約・共有を図り、海洋に関連する状況を効率的に把握すること」と定義され、広範な分野、対象を包含するものである。総合海洋政策本部参与会議はこうした広範なMDAの能力強化に関して漸次議論を進めており、平成30年度は国境離島の保全に焦点を当てた「MDAの取組を活用した国境離島の状況把握等に関するプロジェクトチーム」として議論を行った。

ところで、「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」(平成30年5月総合海洋政策本部決定)では、我が国のMDAが対象とする情報<sup>2</sup>の一つに「船舶に関する情報」を挙げ(3頁)、海洋における脅威・リスク等の早期察知に資する情報収集体制に関連して「すべての船舶の動静が把握されている状況ではない」(5頁)こと、「我が国の領海等における安全保障上の脅威・リスクが年々増大している現状」に鑑みて「政府全体として情報の集約・共有を一層進める必要」(6頁)がある、としている。一方、「財政上の制約等の問題から、艦艇、巡視船艇、調査船、航空機、衛星等の早急かつ大幅な増強や目標を探知する装置の能力向上等には限界がある」(4頁)とも記している。

近年、我が国管轄海域及び我が国の長大なシーレーンにおいて、海洋の安全保障に係る様々な問題が生起している。多数の島嶼を領有する我が国にとり、我が国管轄海域の主権及び主権的権利並びに海洋権益を守ることの重要性は言うまでもない。我が国は以前より尖閣諸島周辺の我が国の領海への外国公船等の侵入をはじめとする様々な事案に対応してきたが、最近1年間においても、大和堆周辺の我が国の排他的経済水域における、違法操業等に従事する多数の北朝鮮漁船及び中国漁船への対応が重大な問題となっている。膨大な数の漁船に対し、海上保安庁巡視船艇及び水産庁漁業取締船など、現場に振り向けられるアセットの数は限られている。法執行・漁業資源管理などの任務を限られたアセットで的確に遂行するためには、我が国政府機関が一体となり、より効率的に情報集約・共有のメカニズムを確立する必要がある。

また、我が国の重要なシーレーンにおいては、国際テロ、海賊及び海上武装強盗並

---

<sup>1</sup> Maritime Domain Awareness の略。

<sup>2</sup> 我が国のMDAが対象とする情報とその具体例として、海洋環境情報：水温、海流等の自然科学的データ等 船舶に関する情報：船籍、船種、船舶動静の情報等 海洋インフラに関する情報：港湾、海上構造物の情報等 基盤情報：海底地形、領海の限界線の情報等、が掲げられている。

びに地域紛争等の脅威・リスクが存在していたが、加えて昨年以来の中東地域における緊張の高まりを踏まえ、当該海域における日本関係船舶の航行安全を確保するため、閣議決定に基づき令和2年1月以降、自衛隊艦艇・航空機が日本関係船舶の航行の安全に資する情報収集活動にあたっている<sup>3</sup>。我が国の重要なシーレーンにおいて海上交通の安全を確保するためには、政府内部に留まらず、関係国際機関及び周辺国に設置されたMDAに関するオペレーションを実施する機関、日本関係船舶を所有・運航する海運会社・船主協会等との連携を強化し、日本関係船舶の動静情報及び周辺海域における関連情報を収集・分析し、それらを民間に適時適切に情報提供することが必要である。

これらの事案対処等に際し、必要とされる様々な情報のうち、最も重要性が高く、かつ多くの場合において高いリアルタイム性を要求されるなどの点から、位置情報をはじめとする船舶の動静に関連する情報（以下「船舶動静情報」という。）の収集・集約・共有がオペレーション遂行の鍵となる。

このような状況認識のもと、今年度の参与会議 PT では我が国がMDAの対象として取り扱う幅広い情報のうち、海洋の安全保障に係る情報、特に海洋における脅威・リスクの早期察知に資する、船舶動静情報の収集・集約・共有について議論することとした。そして、本PTの目的は、我が国の政府内及び官民間の情報の収集・集約・共有、国際連携・国際協力に向けた体制、並びにそこで取り扱う情報について、現状で何ができているのか、今後何を補う必要があるのか、という視点に基づいて適切なあり方を検討し、海洋の安全保障に資することにある。

なお、本PTで扱う船舶動静情報には、船舶自動識別装置（以下「AIS」という。）などから得られる船舶の位置、進路、速力等の情報のほか、実施官庁が船艇・航空機等により探知した情報、官民の衛星から得られる画像情報なども含まれる。

## 2. 主な検討テーマ

前記した目的を達するため、本PTは計5回にわたって開催された。その検討内容に関する概要は以下のとおりである。

我が国周辺海域においては、総合的な海洋の安全保障（防衛・法執行（領海警備、海賊対策・密輸／密入国などへの対応）、海上交通安全、自然災害対策、水産資源管理、海洋環境保全など）に幅広く寄与する海洋情報は、実施官庁の保有するアセット（艦艇、巡視船艇、調査船、航空機、衛星等）による情報収集に加え、一部では各種アセットにより入手した情報を活用した船舶動静解析ツールをすでに運用するなど、各々の目的に沿って情報収集・分析を行っている。また、収集された情報の関係府省庁間における共有はすでにいくつか実現しているが、今後補完・強化すべき点も多い。こ

---

<sup>3</sup>「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について（令和元年12月27日国家安全保障会議決定・閣議決定）」



うした多岐にわたる検討事項について、ここでは下記のとおり三つに整理した。

### (1) 我が国周辺海域における取組

本PTでは船舶動静情報の収集・集約・共有の現状について、防衛省、海上保安庁、水産庁といった実施官庁及び内閣官房（国家安全保障局、事態対処・危機管理担当（事態室））から説明を受けた。防衛省は平素から衛星、艦艇、航空機及び陸上の装備などにより我が国周辺海域における他国艦船・航空機の活動や北朝鮮船舶の瀬取りなど、防衛上の所要に応じ常時警戒監視を行っている。海上保安庁は領海警備、IUU（違法・無報告・無許可）漁業対策、国連制裁船舶等の監視、密輸対策などの水際対策ほか、多様な任務において船舶動静情報を収集しており、衛星、船艇、航空機及び陸上設備を用いて我が国管轄海域を監視している。水産庁は大和堆・九州／山陰・尖閣諸島周辺など様々な海域において漁業取締船及び航空機によって漁業取締活動に従事している。

このように実施官庁は我が国周辺海域においてそれぞれの任務に応じて活動を実施し、船舶動静情報を収集しているが、昨今の情勢により、多くの海域あるいは任務において、これまで以上に関係府省庁が連携・協力する必要性が生じてきた。防衛省・自衛隊と海上保安庁との間にはすでに情報共有システムが存在し、船舶動静情報などについてのリアルタイム性のある情報共有が構築され実現している。また、海上保安庁と水産庁の間では、大和堆における違法操業に従事する外国漁船への対応など、特定の海域及び任務において、船舶動静情報について一定程度の情報共有を行っている。さらに、事案が発生した際には、こうした情報は必要に応じ事態室に集約され、緊急時の対応に用いられている。

一方、各実施官庁が収集した情報に関しては、広く関係府省庁間でリアルタイム性を伴う船舶動静情報などを共有するプラットフォームによって共有されているわけではない。また、関係府省庁間で情報を交換するための保全措置に関する省庁横断的なルールについても十分に検討されておらず、これらの調整を一元的に行う機能が確立していない。

なお、多くの関係府省庁間で幅広い情報の共有を図るためのシステムとして、政府部内用の「海洋状況表示システム」（以下「海しる」という。）がMDAの取組の一環として整備されている。「海しる」は現時点では公開情報の表示・閲覧を主としており、船舶動静情報を共有する機能は限定されている。今後「海しる」の機能は順次拡張・強化が行われる計画であり、後述する官民連携や国際連携なども含め幅広いユーティリティが期待できるものの、インターネット環境下におけるシステムであるため、高い秘匿度を有する情報を扱うことは適当ではない。

今後、我が国周辺海域において発生している事象に迅速かつ的確に対応するためには、既存の各種情報共有基盤を発展させつつ、関係府省庁に加え、民間も含めた多くの関係機関等によって収集された情報を海洋の安全保障に資するため多角的に利用

することを念頭に、どのような仕組みを構築することが適切なのか、諸外国の事例を踏まえつつ検討を行った。

## （２）船舶動静情報の収集・集約・共有に関する最新の取組・将来構想と課題

防衛省及び海上保安庁からは将来構想も含めた最新の取組について説明を受けた。防衛省からは、見通し外（OTH）レーダー、人工知能（AI）を活用した船舶識別について説明があった。海上保安庁からは衛星等による AIS 情報、光学画像、合成開口レーダー（SAR）画像などを AI によって解析し、密輸・密航・密漁等の取締りや流出油対策など、法執行を効率的に実施する取組がすでに始まっていることについて説明があった。

しかしながら、こうした各実施官庁による船舶動静情報の収集・分析能力が強化されつつある状況ではあっても、我が国の広大な管轄海域には小型漁船、プレジャーボートまでを含めると膨大な数の船舶が常時存在しており、個別の実施官庁のみの取組では、必要な状況を十分に把握することは容易ではない。特に小型船舶の場合、それらの多くは AIS や VMS（船舶位置監視システム）を搭載していないか所要の信号を発信していないために、また、光学画像や SAR 画像についても解像度等の衛星の特性に起因した制約があるため、現状ではリアルタイム若しくはこれに近い正確性を持って把握することは不可能に近い。したがって、外国漁船等による違法操業や漂流、密輸・密航などの犯罪行為が漏れなく把握されているとはいえない状況である。また、大規模地震や津波といった天災、あるいは弾道ミサイルの我が国管轄海域内での着弾といった緊急事態が発生した場合には、事態に係る海域にどれほどの日本関係船舶が存在するのか、それらに被害が生じたのか否か、といった情報が必要となるが、日本関係船舶の動静は平素から常続的に把握できておらず、迅速な事態対処・危機管理のために最善の体制をとれているとはいえない。

これらの課題に対処するため、今後（１）で言及した情報共有のプラットフォームの構築に加え、AIS、VMS の普及を図ることはもちろん、各実施官庁がアセットから入手した情報を関係府省庁間で共有する方策について検討を行った。

## （３）我が国の重要なシーレーンにおける取組

MDA に関する国際的な情報共有の現状については、内閣官房（国家安全保障局）及び海上保安庁から説明を受けるとともに、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）における情報共有の仕組みについて、また、情報共有を促進するための民間への積極的なアウトリーチや当局者間の信頼醸成の重要性について、ReCAAP 情報共有センター元事務局長遠藤善久氏から説明を受けた。

同盟国・友好国における船舶動静情報の集約・共有の担い手は、船舶動静情報等の

集約・共有を行うオペレーショナルな機関<sup>4</sup>、軍・法執行機関のいずれか、又は軍・法執行機関に加え税関等の実施官庁も含む統合機関など、様々である。上記（１）に示したとおり、現状では我が国政府内において船舶動静情報などの集約・共有に関し連絡調整を一元的に行う窓口的な機能が確立していない。同様に、同盟国及び多くの友好国からの船舶動静情報等の共有をはじめとする国際連携・国際協力の要望に対し、一元的に対応する窓口的な機能は我が国の政府内に確立していない。これらの状況を踏まえ、日本関係船舶に対する脅威・リスクを早期に察知し、同盟国・友好国とのより一層の連携・協力を推進するための方策について検討を行った。

加えて、我が国の重要なシーレーンの安全確保のためには、政府内の協力のみでは不十分であり、関係業界との情報共有もまた重要である。このような民間から提供される情報には、政府側の活動に資する重要なものが多く含まれる。例えば、従来からソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動などを通じ関係府省庁のみならず民間も含めた体制が構築されてきたが、昨今の中東情勢はこうした政府・民間が一体となった協力体制の必要性は海賊対処だけにとどまらないことを示している。

このため、平素から関係業界との協力関係を構築し、必要な情報を双方向的に共有することが大切であり、今後の官民にわたる連携・協力のメカニズムの確立の必要性についても検討を行った。

### 3. 提言

前項に示した種々の検討を踏まえ、次のとおり本 PT における提言を示す。我が国周辺海域における違法漁業等及び我が国の重要なシーレーンにおける国際テロ、海賊・海上武装強盗等の脅威・リスクの早期察知のため、本 PT の議論を通じ導き出された下記の提言は海洋の安全保障に係る重要な方策である。

#### （１）船舶動静情報を集約・共有するプラットフォームの構築

我が国の広大な管轄海域にある船舶動静情報を把握するニーズは実施官庁を中心に複数の関係府省庁において存在する。また、世界中に広がるシーレーンに散在する

---

<sup>4</sup> 各国における、船舶動静情報の集約・共有を行う機関には次のようなものがある。（順不同）  
米 NMIO（National Maritime Intelligence-Integration Office）

NMIO は事務局業務を主として行い、船舶動静情報の収集・集約は、ニミッツ作戦情報センター、沿岸警備隊情報調整センター（ICC）において実施

英 NMIC（National Maritime Information Centre）

仏 COFGC（Coast Guard Function Operational Center）、

MICA（Maritime Information Cooperation and Awareness）センター

星 IFC（Information Fusion Centre）

印 IFC-IOR（Information Fusion Centre-Indian Ocean Region）

必要な船舶動静情報を平素より把握しておくことは、我が国の海洋の安全保障の観点から大変重要である。

一方で我が国の管轄海域であれ、シーレーンであれ、実施官庁の個別の取組でこれらを十分に把握することは不可能である。足らざるを補いつつ、できるだけリアルタイム性をもって船舶動静情報を収集・集約・共有するために「実施官庁を中心とする、ニーズのある関係府省庁が必要な時に、必要な情報にアクセスすることができる」環境を整備することで、情報収集・集約・共有という一連の流れをできるだけ効率化し、オペレーションの合理化につなげることが、我が国の安全保障に資することとなる。このように、（事案発生以降に情報共有体制を構築するのではなく、）事案までに至らないような情報や予兆のような情報なども平素から常続的に共有・確認できる体制を構築することは、我が国の広大な管轄海域及び重要なシーレーンの安全確保の強化につながるものである。これに伴い、情報を交換するための保全措置に関するルールを調整・設定することも必要である。

このため、内閣官房（国家安全保障局）と内閣府（総合海洋政策推進事務局）が各実施官庁と連携し、効果的な調整の仕組みの構築並びに、船舶動静情報をはじめとする海洋の安全保障に係る情報について、リアルタイム性を伴って集約する「情報共有のプラットフォーム」の構築に向けた検討を開始する必要がある。この「情報共有のプラットフォーム」が担うべき最大の機能は、情報の集約・共有と、これに必要なルールの策定に関する調整能力である。これは各実施官庁の保有するアセットの運用などを指揮・統制するものではなく、それぞれの任務に沿って収集された情報を、より効率的かつ省庁横断的に集約・共有することにある。その上で、状況に応じ、船舶動静情報などを一元的に集約する仕組みと機能、必要な情報システムなどのあり方を検討する必要がある。

なお、「情報共有のプラットフォーム」が具体的にどのような形をとるのか、という点について、統合的な情報通信システム及びネットワークを新規に構築することを必ずしも意味するわけではない。これは予算上の制約だけでなく、秘匿度の異なる種々の情報を単一のシステムに集約することで、むしろ各実施官庁の任務遂行に支障やリスクをもたらす可能性を高めることとなり、保全上の観点から適切ではないことによる。この際、「海しる」や各実施官庁の有する既存のシステムのうち、リアルタイム性などの観点から見て改善が必要な点については今後発展させることを視野に入れて検討を進めることが適当である。

## （２）外国の MDA 関連機関との連絡調整を担う機能の整備

各国の MDA 関連機関は、海軍により運営される場合、法執行機関が主体的に任務を担う場合、これらの統合機関である場合など、それぞれの国情に合わせて様々な体制で運用されている。こうした多様な相手機関に対し、従来は軍関連機関が主体の場合は防衛省・海上自衛隊が、法執行機関等が主体である場合は海上保安庁が、個別に対

応しているが、他省庁が保有している情報を外国機関へ提供する場合などはその都度関係府省庁間で調整を実施してきた。

しかし、今後 MDA に関する国際連携・国際協力のニーズは継続的に増加するものと考えられ、個別案件毎に対応することは非効率であり、また我が国政府として戦略的見地に基づいた対応が必要である。この点については内閣官房（国家安全保障局）と内閣府（総合海洋政策推進事務局）が実施官庁と連携し、できるだけ早期に対策を講じる必要がある。その際、この国際連携・国際協力の連絡調整等を担う窓口の機能については、戦略的見地から上記（1）で示した国内で必要とされる「情報共有のプラットフォーム」や関係省庁間で情報を交換するための保全措置に関する省庁横断的なルール調整・設定といった機能との関係についても併せて総合的に議論する必要がある。

こうした船舶動静情報に関する国際連携・国際協力は、気候変動などグローバルな課題などにおける一般的な国際協力関係とは異なり、同盟国・友好国、あるいは地域の課題について共通認識を有する国家との関係において、我が国の海洋の安全保障の観点から戦略的に構築するものであることに留意する必要がある。

### （3）情報の収集・集約・共有を強化するための各種関連施策の推進

MDA における船舶動静情報の集約・共有をより一層強化するためには、上記に加え、以下に示す点についても着実に具体化もしくは検討を進めるべきである。

- ア 海上保安庁は「海しる」に必要な保全措置を施したうえで、民間及び同盟国、友好国と必要な情報を円滑に交換できる機能を実装すること。
- イ 関係府省庁はそれぞれが主管する AIS、VMS といった船舶動静情報を把握することに寄与する各種システムの普及を引き続き進めるとともに、これらのシステムの目的を踏まえ搭載範囲の拡大に向けた検討を開始すること。
- ウ 政府が有するアセットが収集した一次情報について、可能な限り実施官庁間で一体的に、かつ保全措置を施した上で共有できる仕組みを検討すること。例えば、海上保安庁で導入が検討されている大型無人機について、これを海上保安庁が単独で収集した情報を事後に分析・整理したのちに他省庁に配布するよりも、こうしたアセットが収集した一次情報を共通する情報共有のプラットフォームにおいて関係者が同時に、かつリアルタイムに共有、分析する体制が効率的かつ効果的である。
- エ 関係府省庁は民間とともに、我が国の重要なシーレーンにおいて必要な船舶動静情報などの共有について、官民が相互に連携するメカニズムを今後更に発展させること。

## 4. 結び

我が国管轄海域及び重要なシーレーンにおける、海洋の安全保障に資する MDA の能力強化、とりわけ船舶動静情報に関する我が国政府内の情報共有のプラットフォーム、官民間の協力体制並びに国際連携・国際協力は、厳しさを増す安全保障環境に対応するために大変重要である。効率的な情報集約・共有及び適時の情報分析が可能であることにより、初めて様々な事態において適切に対処できる危機管理体制を構築することができる。さらに我が国が有用な情報を提供し得るからこそ、翻って同盟国・友好国から有用な情報提供を受けることが可能となり、結果として国際連携・国際協力は強固なものとなり得る。

本 PT では船舶動静情報の集約・共有を主眼に置き、議論を進めてきた。冒頭で述べたとおり、我が国の MDA は広範な概念であり、MDA に関する課題が本 PT で網羅的に議論されたわけではない。また総合的な海洋の安全保障に寄与する MDA に着目しても、船舶動静情報だけでなく海底地形、海底資源、あるいは水産資源及び海洋環境に関する情報など多岐にわたる情報が関係しており、今後、これらについても、様々な情勢を踏まえつつ継続的に議論を深めていく必要がある。

さらに付言するならば、本 PT は主として洋上におけるオペレーションを自ら実施し、船舶動静情報をもとにした事態対処、及び MDA に関する国際連携・国際協力に直接関わる関係府省庁を中心に議論を進めてきた。一方で総合的な海洋の安全保障に寄与する関係機関は上記にとどまらない。密輸、密漁をはじめとする海洋における様々なリスクに関連する情報は、警察、出入国在留管理庁、税関といった幅広い政府機関の任務遂行にも寄与するものであり、今後こうした政府機関をも含めた包括的な MDA に関する議論の発展が期待される。

これまで述べたように、海洋の安全保障に資する MDA の能力強化には、関係府省庁・部局との調整と情報集約・共有のためのルール作りが必要である。また、政府と民間の団体・企業等との情報収集・集約・共有に関する取組も徐々に進んでいる。今後これらの具現には様々な障壁があるかもしれないが、本 PT で提言した内容はいずれも我が国の海洋の安全保障を確保するため、必要不可欠であることは言を俟たない。関係府省庁の協力により、提言内容が着実に推進されることを要望する。

## 海洋状況把握（MDA）に関するPT 構成員

主査：杉本 正彦

参与：兼原 敦子、佐藤 慎司、高島 正之、前田 裕子、水本 伸子

外部有識者：

池田 徳宏 富士通株式会社特機システム事業本部シニアアドバイザー  
(元海上自衛隊呉地方総監)

中島 敏 一般財団法人海上災害防止センター 理事長  
(元海上保安庁長官)

関係府省庁：

内閣官房（国家安全保障局、事態対処・危機管理担当）、内閣府（総合海洋政策推進事務局）、外務省、海上保安庁、防衛省、水産庁、その他 MDA 関係府省庁

## 海洋状況把握（MDA）に関する PT 開催実績

開催実績	テーマ
第 1 回 PT (令和元年 11 月 11 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国周辺海域における取組の現状</li> </ul>
第 2 回 PT (令和元年 12 月 9 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 回 PT のレビュー及び補足質疑</li> <li>・ 我が国における取組の現状</li> <li>・ 将来の方向性</li> </ul>
第 3 回 PT (令和 2 年 1 月 21 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 回 PT のレビュー及び補足質疑</li> <li>・ 将来の方向性</li> <li>・ MDA に関する国際協力・国際連携</li> </ul>
第 4 回 PT (令和 2 年 2 月 21 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 回 PT のレビュー及び補足質疑</li> <li>・ 追加発表、質疑</li> <li>・ 意見書素案に関する審議</li> </ul>
第 5 回 PT (令和 2 年 3 月 13 日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見書案に関する審議</li> </ul>



持続可能な開発目標（SDG）14に関する  
スタディグループ（SG）報告書

## 目次

1. 本 SG の目的・趣旨	1
(1) 背景	1
(2) SDG14 に対する我が国のアプローチと第 3 期海洋基本計画	2
(3) 目的・趣旨	2
(4) 検討方針、成果に関する指針	3
2. 主な検討テーマ	4
3. まとめ：検討結果	4
(1) テーマ 1：海洋プラスチックごみ	4
(2) テーマ 2：IUU 漁業	8
(3) テーマ 3：小島嶼国	11
4. 提言	14
(1) SDG14 の達成における主権国家の裁量と国益の実現	14
(2) 第 3 期海洋基本計画による SDG14 の達成	14
(3) SDG14 実現の「日本モデル」の基本的指針	15
(4) おわりに	18
参考資料 1：持続可能な開発目標（SDG）14 に関する SG 構成員	19
参考資料 2：持続可能な開発目標（SDG）14 に関する SG 開催実績	20

# 1. 本 SG の目的・趣旨

## (1) 背景

2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットにおいて、開発途上国の開発に関する課題、世界全体の経済、社会および環境の不可分の課題について先進国と開発途上国が共に取り組むべき普遍的な目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。その中で、2001 年（平成 13 年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継となる 2016 年（平成 28 年）から 2030 年（令和 12 年）までの国際目標として、17 の目標と 169 のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられた。

これを受け我が国は、関係行政機関相互の密接な連携を図り、総合的かつ効果的に SDGs にかかる施策の実施を促進・推進するため、総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする推進本部（SDGs 推進本部）を 2016 年（平成 28 年）5 月に設置した。同年 12 月に同本部会合で決定された「SDGs の実施指針」では、国際協調主義の下、我が国が国際協力への取り組みを一層加速していくことを確認している。くわえて、国内における経済、社会、環境の分野での課題にも、またこれらの分野を横断する課題にも、国内問題として取組を強化するだけでなく、国際社会全体の課題として積極的に取り組んでいくとの意思を表明している。

また、SDGs は、「海洋」に関する目標として、その 14 番目に海洋・海洋資源の保全および持続可能な利用（SDG14）を掲げている。SDG14 について国連は、2017 年（平成 29 年）6 月に、特定の SDG の下に開催する初の国際会議として SDG14 実施支援国連会議（国連海洋会議）を開催し、また、同年 12 月、科学の観点から SDGs の実施を推進するため、国連総会において 2021 年（令和 3 年）から 2030 年（令和 12 年）までを「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」（以下、「国連海洋科学の 10 年」）とすることを決議した。「国連海洋科学の 10 年」は海洋の持続的な開発に必要な科学的知識、基盤、パートナーシップを構築し、海洋に関する社会科学を含めた科学的知見、データ・情報を海洋政策に反映し、全ての持続可能な開発目標、特に SDG14 の達成に貢献することを目指すものである。くわえて、ノルウェーは、2018 年（平成 30 年）9 月に、持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル（首脳級）を設置（注：我が国も参加）した。このように、SDG14 は国際的にも注目される目標となっている。

我が国としても、「SDGs の実施指針」において、8 つの優先課題の一つに「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」を挙げるなど、海洋に関する SDG14 の重要性には当初より着目してきている。とくに最近の動きとしては、SDG14 において「ターゲット 14.1」として掲げられている海洋汚染について、我が国は特に海洋プラスチックごみの対策として、2019 年（令和元年）6 月の G20 大阪サミットの議長として「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に合意するとともに、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」をまとめ、その主導的役割を担いつつあると言える。なお、2019 年（令和

元年) 12 月、SDGs 推進本部は、「SDGs の実施指針」の改定を行ったが、優先課題に変更はなく、2015 年(平成 27 年)の SDGs 採択 から 4 年、2016 年(平成 28 年)の実  
実施指針決定から 3 年が経過したことを踏まえ、組織レベルやグループレベルでの対策  
やインパクトの大きい取組を通じて、経済や社会の変革(トランスフォーメーション)  
を加速し、解決に向けて成果を出していくことがより一層必要となっていること、達  
成年限である 2030 年(令和 12 年)を意識しながら、今後 4 年間でより一層本格的な  
行動を加速・拡大し取り組んでいくこと等を確認している。

## (2) SDG14 に対する我が国のアプローチと第 3 期海洋基本計画

SDGs の特徴として、「国際社会全体の課題としての取組」という大きなビジョンを  
示すものとなっている反面、限られた時間において、達成の確認が困難であることや、  
達成を測るための指標が設定されているものの、それがターゲットや目標の達成に必  
ずしも繋がっていないという批判もあるなどの課題がある。また、多様な目標を捉え  
て全ての SDG に対応することが困難という問題も抱える、という点が挙げられる。政  
府の SDGs 推進本部により作成された「SDGs の実施指針」はこの点に対応するため、  
各目標に特化して施策(主要課題)を記載するのではなく、むしろ整理しなおして 8  
つのタイトルのもとに 8 分野に分けて施策を挙げて、それに関連する SDG の番号を記  
載するという方法を採用している。つまり、特定の目標、すなわち、本 SG で焦点を当  
てる SDG14 に特化して施策を記載しているのではない。SDGs 実施指針と具体的施策の  
関係を見る際には、この点に十分に留意する必要がある。ただし、上記 8 分野に関連  
する主な施策を列挙した「SDGs アクションプラン」を作成、公表し、視覚的に理解し  
やすいよう工夫がなされている。

この点を踏まえ、第 3 期海洋基本計画に目を遣れば、同計画は SDGs および SDG14 の  
存在に随所で触れている。同計画が「第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合  
的かつ計画的に講ずべき施策」で列挙した各施策は、上記「SDGs アクションプラン」  
に比べても、より具体的に記載されていることから、SDG14 の達成に向けた政府とし  
ての取組をより具体的に捉えることができる。また、各施策を実施していく上で省庁  
の枠を越えた調整が必要となる施策については、総合海洋政策本部・参与会議・総合  
海洋政策推進事務局が調整・統合の機能を果たしていくことになる。多くの施策が  
SDG14 の達成に向けた進展に大きく貢献する可能性を有していることから、第 3 期  
海洋基本計画の各施策を SDG14 に連関させて見直すことには、一定の意義を見いだす  
ことができる。

## (3) 目的・趣旨

本 SG においては、第 3 期海洋基本計画、特に「第 2 部 海洋に関する施策に関し、  
政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として挙げている諸施策について、SDG14 と  
の連関という観点から見直し、SDG14 の達成に向けた我が国の取組を具体的に捉え、

我が国の海洋分野の持続可能な発展、SDG14の達成への貢献度などを軸として、SDG14の達成に向けた「SDG14 重点的施策」としての抽出を試みる。そこで抽出された諸施策について、様々な視点から検証することを通じて、成果・課題を洗い出し、その効果的な実施のための調整の在り方、施策の統合的実施の方策について検討し、意見を示す。また2030年（令和12年）を目安として、SDG14達成への努力を一過性にしないために、現行では対応できない課題や政策ギャップの整理をも検討する。

また、上述のように（上記（2））、現在SDGs推進本部は、我が国のSDGs達成に向けて、「SDGsの実施指針」および「SDGsアクションプラン」によるアプローチ、すなわちSDGsの各目標に特化して施策（主要課題）を捉えるのではなく、意図的にいくつかの分野に分けた上で、施策を挙げて、それに関連するSDGの番号を記載するというアプローチを採用し、その作業を通じてSDGs達成に向けた課題を総合的に捉えようと試みている。そこで本SGでは、「SDG14 重点的施策」を抽出し、さらに抽出された諸施策について、様々な視点から検証し、SDG14に特化したアプローチ・視点を提供することで、SDG14の達成に向けた取組上の新たな課題の発見に貢献する。さらに、第3期海洋基本計画の実施という観点から見ても、同基本計画の掲げる諸施策の着実な実施が、SDG14にも大きく貢献し得ることを明らかにすることができれば、かかる諸施策の実施・達成にSDG14の実現という新たな評価基準を与え、第3期海洋基本計画の実施の正当性を高める効果も期待される。

#### （4）検討方針、成果に関する指針

第1回SGにおいては、我が国の現在の取組を理解するため、SDGs推進本部事務局（外務省国際協力局地球規模課題総括課）から、SDGs全体像およびそのなかのSDG14の位置づけ等に関し説明を受けた。

そして、かかる説明を通じて得られた理解や意見交換を通じて、本SGとしては、以下の諸点を、各テーマについての「検討方針、成果に関する指針」として、今後の検討を進めていくことを確認した。

- （A）SDG14以外の他のSDGとの相互の連関を常に意識した検討をすること
- （B）国民が認知度を高め、認識を広げられるよう、分かりやすい発信をすること（人材育成の視点も考慮する）
- （C）バランスのとれた検討をすること（持続可能な海洋産業の振興の視点も考慮する）
- （D）我が国だけのリーダーシップではなく、世界全体で、途上国との連携やそれへの協力も視野に入れた検討をすること
- （E）国際ルール作りおよびその実施に我が国が積極的な役割を果たしていくこと

## 2. 主な検討テーマ

研究会の対象とするテーマについては、第1回 SG において、取り上げるテーマの選定基準を議論し、以下の5点を基準として、選定することを確認した。

- (1) 第3期海洋基本計画の中で、SDG14 に関わるもの、特に何度も繰り返し関わりが出てくるものを選定する
- (2) 総合海洋政策本部、参与会議および総合海洋政策推進事務局の調整・統合機能の観点から選定する
- (3) 科学データの情報共有も含めた、科学技術の発展との関わりとの観点から選定する
- (4) 国際協力と強く結びつくものを選定する
- (5) 海洋立国、海洋の安全保障の観点も含め選定する

上記選定基準にしたがい、3つのテーマを選出した。それらは、「テーマ1：海洋プラスチックごみ」、「テーマ2：IUU 漁業」、「テーマ3：小島嶼国」であり、以降の SG において、各テーマの下で議論を深めていくこととなった。

## 3. まとめ：検討結果

選定されたテーマに基づき、各研究会合でそれぞれ検討を行った。検討に当たっては、第1回 SG で確認された「検討方針、成果に関する指針」、すなわち (A) SDG14 以外の他の SDG との相互の連関を常に意識した検討をすること (他の SDG との相互の連関)、(B) 国民が認知度を高め、認識を広げられるよう、分かりやすい発信をすること (国民の認知度・認識)、(C) バランスのとれた検討をすること (バランスのとれた検討)、(D) 我が国だけのリーダーシップではなく、世界全体で、途上国との連携やそれへの協力も視野に入れた検討をすること (世界全体での、途上国への協力も視野に入れた検討) および、(E) 国際ルール作りおよびその実施に我が国が積極的な役割を果たしていくこと (国際ルール作りへの我が国の貢献) を通じて問題を捉えることを意識した。各テーマについて議論された結果を要約すると、次のとおり。

政府としては、今後、これらのテーマと関連する施策の立案、実施に当たり以下の記載を念頭において取り進めることが望まれる。

### **(1) テーマ1：海洋プラスチックごみ**

- (A) 他の SDG との相互の連関

## ①SDG14 と 12 および 17 との関係

地球規模の海洋プラスチック問題とプラスチック資源循環の取組に関しては、SDG14 と SDG12（持続可能な生産消費形態を確保する）および SDG17（持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する）との関係が認められる。より具体的には、海洋プラスチックごみ対策を進めることは、「12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」、「17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術および資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。」および、「17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」というゴールに大きく関連している。

また、様々なステークホルダーの相互間におけるパートナーシップの重要性が確認された。たとえば、日本財団では 12 のステークホルダー（企業、地方自治体、学術研究者、政府、船舶・マリン事業者、漁業従事者、スポーツ団体、NPO・NGO、ベンチャー、学校の海洋教育現場、高校・大学、提携パートナー）を対象としてプロジェクトが実施されている。

## ②SDG14.1 は海洋ごみを述べており、海の生態系への悪影響を減らすための海洋プラスチックごみ対処はその一環であること

海洋プラスチックごみと SDG14 との直接の関係は、「14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。」が該当し、あくまで、海洋ごみの一部として扱われている。海洋プラスチックに焦点を当てる意義は、その実態、詳細が未だ不明であるということにも由来する。

また、陸上活動による汚染という点も注目され、陸上でのごみの最終処分について、この 30 年間で我が国の環境行政の成功により大幅にごみを減らせる、管理できるシステムが構築されたことが、ひいては、海洋ごみの管理にも良い影響を与えており、評価されるべきである。

### （B）国民の認知度・認識

#### ①国民への啓発活動の重要性

対策に向けた国民意識の高まりがまだまだ足りないこと、就中、具体的なアクションにまで結びついた国民意識を更に高めていかなければならない。国民の意識改革が求められる中では、ステークホルダー間の協力に当たっては、国民の先頭に立つ旗手の存在が重要である。

国民に身近なところから、自分ゴトとして始められる取組が重要であり、レジ袋有料化の動きは、国民への資源を大事にするという意識付けの一つのきっかけとして、個人的な消費のみではなくより大きな規模での変革に繋げなくてはならない。

## ②国民意識の醸成に基づいた社会構造の変更の必要性。その前提として、エビデンスデータや、科学的認識が更に必要であること

海洋プラスチックごみ問題の根本的な課題は、プラスチックごみの海洋への流出を防止することである。くわえて、使い捨て社会からいかに脱却するかという観点から、次世代へのコストも考えて、国民的に3R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組むことも課題である。

その一方で、海洋プラスチックの健康被害については、様々な意見がある。マイクロプラスチックの生態系への影響、海洋における全体量、化学的影響、塩化ビフェニル（PCB）など、まだ実態の把握が十分できていないといった指摘もある。公衆衛生や景観にとっての影響も含めて、検証、研究により科学的に明らかにしていく必要がある。

ただし、科学に基づく結果を得てから、同結果に基づく対策を講じることも重要であると同時に、結果が得られる前から予防的にできる対策は実施しておくこともまた重要である。

### （C）バランスのとれた検討

#### ①環境と経済の調和とバランスのとれた対応

事業者も消費者も、環境負荷の軽減と技術的可能性、短期、中期、長期的な経済負担の効率に配慮しながら、賢く、作り・使い・処理していくことが重要である。

プラスチックが悪者なのではない。広く国民に対し、プラスチックの正しい理解を促進する必要がある。悪いことが起きているから使うべきではないという短絡的な対応ではなく、上手に使うにはどうしたら良いかという国内議論の方向性を醸成していくことが重要である。現行のプラスチック利用は、医療や消費効率に多様な利益ももたらす。その利用について、プラスチックの特性を考えた上で、優先順位を決めるべきであるし、使用の程度を軽減するべきである。

#### ②国民生活・事業活動に貢献しているプラスチックであることや熱回収の意義への認識

プラスチック素材は、軽量化による輸送コストや労力、必要となるエネルギー消費量の低減、食品の安全なラッピングといった点で、我々の生活のみならず、様々な社会的課題の解決に大きく貢献している。



プラスチック素材を、地球規模の海洋プラスチックごみ問題として捉えるだけではなく、国内のプラスチック資源循環の観点からも適切な施策の検討を行っていくことが重要である。

また、プラスチック素材が近現代の人間の快適な暮らしに不可欠との前提に立った場合には、今できることを考えると同時に、2050年、2100年のプラスチック資源循環の将来像、ロードマップのようなものを示していく努力が必要である。

資源循環の議論に当たっては、熱回収に対する強い批判があり、国際的にはリサイクルとは認められない。その一方で、汚れなどが付着し、リサイクルが困難なプラスチックが廃棄されているのも事実である。その処理については、セメントを作るときに石炭の代わりに使う場合の熱回収や、その技術発展による更なる温室効果ガス削減は再評価されるべきであり、温暖化ガスの排出対策の一つとして再認識される余地はある。

#### (D) 世界全体での、途上国への協力も視野に入れた検討

##### ①国際的取組、途上国支援の重要性

我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度をパッケージとして途上国に提供していくことは大きな効果が期待される。また、技術、制度に限らず、習慣といった側面も無視できない。たとえば、プラスチック容器の「詰め替え」は海外ではなかなか根付いていない。こういった対策を我が国から発信していくことには一定の意義がある。廃棄の選り分けや無駄な利用、非合法な利用、または、制限のない消費に対する啓発活動が重要である。

国際企業間の取組としては、自然界に廃棄されたプラスチックを無くす国際アライアンスがある。廃棄プラスチック問題の解決を目指し、参加企業トップ(CEO)が主体となって構成される、業界を横断した、重要な取組である。

##### ②各国の輸出入規制への官民挙げての対応（特に中国を意識した対応）

中国が廃プラスチックごみの輸入を禁じたことは、これまで資源として廃プラスチックを輸出していた国々にとって、非常に大きな影響がある。かかる措置を受けた我が国の資源循環のひっ迫への対応は、喫緊の課題である。これは企業だけで対応できず、オールジャパンで処理していくべき問題である。

他の国がどういう動きをするかという点は、注視していく必要がある。また、それぞれの国の性質にも留意が必要であり、技術的にライバルとなる国と、ユーザーとして我が国の技術、それによるプラスチックの代替品、代替サービスを使ってくれる国とでは対応も異なる。そういった動きを、戦略的に先取りして認識していくことが重要である。

## (E) 国際ルール作りへの我が国の貢献

### ①G20 大阪サミットで既に我が国はリーダーシップを発揮したこと

2019 年（令和元年）6 月、我が国は、議長国として開催した G20 大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を参加国と共有した。また、G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合では、適正な廃棄物管理、海洋プラスチックごみ回収、革新的な解決策・イノベーションおよび、各国の能力強化のための国際協力などを推進するとして「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を採択し、海洋プラスチックごみ対策の分野において、大きなリーダーシップを発揮した。G20 以外の国々にもこれらの取組の重要性を広めていくことが必要である。

### ②2021 年から開始される「国連海洋科学の 10 年」において、我が国として発信の機会があること

2021 年（令和 3 年）から「国連海洋科学の 10 年」が始まる予定であり、そのプロセスの中で、我が国のプレゼンスを高めていくことは重要である。同枠組が掲げる 6 つの社会的目標の一つ目の「A Clean Ocean（きれいな海）」におけるここ数年のターゲットは、海洋プラスチックごみであり、科学的研究を含めた我が国の取組をこの枠組の中でうまく反映させていくという方針で我が国の取組を実施することは、我が国のプレゼンスを高め、果たすべき役割を示していくことに繋がる。

## **(2) テーマ 2 : IUU 漁業**

### (A) 他の SDG との相互の連関

#### ①SDGs の枠の中で、IUU 漁業を資源管理、沿岸コミュニティの問題として認識すること

我が国周辺で行われている IUU 漁業をしっかりと取り締まることも重要である反面、SDGs の多面的な内容に照らせば、IUU 漁業を、資源管理や、沿岸コミュニティの問題として捉えた上での対策が求められる。かかる認識に基づき我が国の IUU 漁業対策の在り方を検討していく必要がある。

#### ②IUU 漁業の I (Illegal)、U (Unreported)、U (Unregulated) のそれぞれの意味を改めて確認すること

IUU 漁業が直接オーバーフィッシングではない場合があるので、議論に際しては、IUU 漁業についてなのか、オーバーフィッシングなのかを精査しておく必要がある。

また、「Illegal」（違法）、「Unreported」（無報告）については違法性や資源管理の観点からその対象を理解できる反面、「Unregulated」（無規制）については、実像が捉えづらい傾向がある。無規制漁業については、食べるための漁業に深く関連し、一定の緊急性、人道性が認められるものもあることから商業目的の他の違法な漁業と一緒に扱われるべきではないという議論も存在する。

一方、我が国の周辺における実際の IUU 漁業対策としては、違法漁業に対しては毅然とした対応が必要との側面があるのも事実である。

### ③人権の観点とも結びつくこと

国際社会で IUU 漁業が議論される際、近年、人権の観点も加味される傾向にある。これには、タイでの漁業操業中での奴隷について問題になったこと、英国が漁業の章も含めた現代奴隷法を制定したことに代表されている。我が国の漁業分野で非人道的な扱いが問題になる可能性は低いが、我が国に輸入される水産物について、それらが何らかの人権侵害に関与していないかといった点を確認するといった取組も必要と思われる。

### ④IUU 漁業の産業としての把握とそれへの対応（輸出入規制、港湾での荷揚げ等も含めて対応していく必要がある）

我が国は、例えば世界最大のマグロ市場国として、地域漁業管理機関（RFMO）による措置を補足する観点から、積極的に輸入マグロをモニタリングするなど、IUU 漁業に関与した水産物が市場に出回らないように、ひいては IUU 産業に与しないよう独自の努力も実施している。我が国が占める国際的な地位に基づいた責任を果たしていくことは重要である。また、我が国の沿岸部の漁業管理はコミュニティベースでしっかり行われており、こういった点を世界にもっと発信していく必要がある。

（D）世界全体での、途上国への協力も視野に入れた検討

### ①特に太平洋島嶼国について、我が国にとって IUU 漁業対策における途上国支援の重要性

政策的意義としては、「SDGs アクションプラン」における優先課題である「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」に関連する途上国への取組支援が挙げられる。また、「自由で開かれたインド太平洋」構想の一環として、途上国の海上法執行能力、海洋状況把握能力の向上についても、我が国にとっての重要性が認められる。

### ②原因の多様性に応じた多様な対応や支援の必要性

IUU 漁業の動機について断定することは困難であるが、商業目的から一定規模の投資会社の財政支援を受け、特定の海産物を狙って、ルールを無視して行われている場合、途上国における貧困地域の漁民が生活のために行っている場合等、多様であるものと思われる。前者であれば資源管理の規制の強化や取締りの強化が必要である。後者であれば、IUU 漁業対策だけではなく、ルールの周知、その固有性も踏まえた地域の漁村社会の育成という点にも留意する必要がある、そのための対策も多様となる。

IUU 漁業対策とは、取締りおよび監視を強化するだけではない。地域の社会経済および文化的な特徴を考慮し、「生業としての漁業」を十分に理解した上で進める資源管理や保全活動がより重要な役割を持つことも念頭におくべきである。我が国は、地域（特に漁民）との十分な連携を持って、技術的支援はもちろん、コミュニティベースの資源管理および海洋保全を進めることを国際社会に奨励すべきである。とくに、FAO の小規模漁業のガイドラインを含む「生業としての漁業」を守る国際的な標準を視野に入れて、ボトムアップによる IUU 漁業対策を世界に率先して示すことは、我が国の漁業が培ってきた社会資本・知見が国際貢献につながる具体的な活動となると考える。

#### (E) 国際ルール作りへの我が国の貢献

##### ① (ルール作りそのものではないが、) 公海における国際ルールの遵守への我が国の貢献

公海における IUU 漁業の取締りが、国際的な課題となっている。近年は、高度回遊性魚種等、特定の魚種については、地域漁業機関 (RFMO) による公海の漁業活動管理の動きが出てきており、それには我が国も参加してきており、同枠組の中での措置に積極的な貢献を続けるべきである。我が国は IUU 漁船の寄港禁止措置等を国際的に進めるための PSM 協定 (違法漁業防止寄港国措置協定) にも参加しており、かかる国際的なネットワークの構築を通じた対策がより有効なものとなるよう、大市場国が未加入の場合には、積極的に参加を働きかけていくべきである。また、国際ルール作りやルール遵守に必要となる人材育成や国際活動への支援も必要である

##### ② (IUU 漁業に独自の観点として、) IUU 漁業に対処するための関係府省庁の連携における課題の明確化 (海洋状況把握 (MDA) に関するプロジェクトチーム (PT) とも関連する議論でもある)

我が国周辺海域における IUU 漁業の取締り、途上国等の IUU 漁業対策能力向上のための支援の両面において、外務省、農林水産省 (水産庁)、国土交通省 (海上保安庁) をはじめとする関係府省庁の間で必要な連携が図られていることが確認された。しかしながら、IUU 漁業の原因の特定や、特定の地域に集中的に支援を行う場合等に更なる連携が期待される。

### ③包括的かつ多角的に捉えて対処することで、我が国が国際的リーダーシップをとる

IUU 漁業は、コミュニティ、沿岸の関連産業、経済問題等に非常に関連が大きい問題である。とくに資源管理を進める上で、限られた主体にその利益が固まることがないように、沿岸地域が全般的に利益を得られるような形の IUU 漁業対策の推進をうまく進めることが、IUU 漁業対策としては有効である。我が国は、かかる認識を有し、漁業管理を含めコミュニティベースでの沿岸の管理がしっかり行われていることから、こうした面で世界をリードできる可能性がある。我が国が最も優れたモデルを提供できる国になり得る。

#### (3) テーマ 3 : 小島嶼国

前提 :

国際的な場で「小島嶼国」とは、「小島嶼開発国 (SIDS: Small Island Developing States)」を指すが、地理的近接性や歴史的関係性および、シーレーンの確保の点や我が国との関わりで対応を捉えることの意義が認められることから、議論の主たる対象として、太平洋島嶼国に焦点を当てることとした。なお、他の小島嶼国への対応においても、本 SG での検討結果の適用の可能性が認められる。

#### (A) 他の SDG との相互の連関

#### ①地域の安定、繁栄を目指した多様な支援の必要性、他の SDG とも関連

小島嶼国は地理的、地形的、地政学的に独自の特徴を有しており、それゆえの脆弱性と強靱性を有している。かかる特徴に配慮した多様な支援が必要になる。同時に、貧困等に起因する気候変動、飢餓、自然災害等に対するかかる脆弱性は SDGs の中でも強く意識され、「SIDS」との表現を擁する目標は、SDG14 を含め、3、4、7、9、13 および、17 の 7 つにも及ぶ(注 : SIDS を開発途上国に含める目標もあるため、実際は 7 つ以上)。SDG14 の中でも最も他の SDG との連関を有しているといえる。

(具体的な支援の対象分野)

##### (i) 温暖化対策

地域により差異はあるものの、サイクロンや津波の被害が懸念される。

最大の懸念は、海面上昇である。数年という短期のタイムスパンではないにせよ、50 数年後には、数十 cm ~ 1 m に近いレベルで海面上昇が起こるおそれが高い。長期のタイムスパンで見れば、現実の問題として、国を放棄しなければならない人々が、いずれ発生することは認識しなければならない。

##### (ii) 人材育成、能力構築支援

援助国の都合やその押しつけではなく、島嶼国の課題については現地の住民が自発的に対策を講じていく必要があり、そのためには人材育成が重要。たとえば、海底資

源開発といったこれまで支援の枠組で話題にならなかったような新たな分野にもその可能性があり、議論していく意義がある。

#### (iii) 食料モデルの構築

小島嶼国であっても、食料需要について、最適な方法で分析、対応すれば、現地だけでも、持続可能な自給自足モデルが構築できる可能性がある。そういった観点を考慮し、さらに、公衆衛生を考慮した食料消費システムへのサポートも含め、総合的にどういった支援があり得るのが検討されるべきである。

#### (iv) 海洋防災

小島嶼国はほとんど沿岸部であるため、海洋防災は非常に重要な論点となる。また、高潮や台風（サイクロン）といった比較的短期間の脅威と、海面上昇による浸水被害という長期的脅威への対応では、注力すべきポイントが異なる。かかる点に配慮した支援が必要である。

### ②統合的な戦略の必要性

小島嶼国独特の脆弱性を認識する必要がある。したがって、上記の多様な支援が統合的に繰り出されるものでなければ、十分に効果を上げることはできない。

また、島嶼国へのある支援が、他の SDG の促進にも資するものかについても配慮する必要がある。

くわえて、小島嶼国地域は、国家の存立が危機に瀕する、ひいては国際秩序にも影響を与える事態を、将来的にもたらし得る地域であることを認識し、同地域の大国である豪や NZ が地域の問題として徐々に現実的かつ深刻な問題と捉え対応していく中で、我が国がどのように関わっていくのか、戦略的に検討する必要がある。

#### (C) バランスのとれた検討

### ①太平洋小島嶼国とカリブ小島嶼国との比較や各島嶼国の特徴に応じた対応

島嶼国毎に持続可能な海洋経済との関連で主要産業が異なるため、それにともない優先する SDG が異なるケースが存在している。また、地理的繋がりや、魚の消費量の違い等も、海洋資源との関わり方、つながりの意識の違いを生み、結果として対応に大きな違いが求められる。

### ②食料主権や再生可能エネルギーなどの視点から超大型海洋保護区の発想への疑問（海洋保護区の意義は否定しないものの、その良い面だけをそのまま鵜呑みにはしない）

一部の小島嶼国の間では、排他的経済水域（EEZ）の全てを海洋保護区にしてしまうといった考え方が出てきているが、海洋保護区を設定したからといって水産資源が守られるというものではない。海洋保護区が期待される成果を上げるためには、様々な

条件が整う必要があり、条件が整わずに設定を行うことは、食料主権や再生可能エネルギーの促進との関係でかえって問題を引き起こすことになりかねない。海洋保護区の設定には欧米系の NGO が関係し、ドナー側（支援を提供する側）の意向に大きく影響されていることも多く、注意が必要である。

### ③民間産業の役割につき小島嶼国の事情に応じた見極めの必要性

太平洋島嶼国は民間投資を呼び込みたいと考えているが、民間企業とのマッチングのハードルが高い状況にある。小島嶼国間の地域機関との連携も図って、情報提供や、現地の調査、視察等を目的とした官民合同経済使節団（いわゆる経済ミッション）の派遣を継続し、太平洋島嶼国の市場規模や特性に合った企業の進出を継続的に支援していくことが必要である。

#### (D) 世界全体での、途上国への協力も視野に入れた検討

### ①他国による支援と我が国による支援との共存および、その中での我が国の強みの発揮

米、豪、NZ が、太平洋島嶼国に対して独自の関係、戦略に基づき支援を継続的に実施してきている。我が国の現時点での強みは、能力開発支援や技術開発分野の協力における、現地のニーズに寄り添った支援である。それは、社会的・文化的な価値への認識や多様な統治システムへの理解に基づいて促進されるべきである。とくに最近では、中国が、膨大な資金にもものを言わせて、意図的な支援を行っている動きがみられるので、その点にも留意しつつ、引き続き我が国の強み（今あるものだけに限らない。新技術を含む。）を生かした支援を実施していく必要がある。

### ②我が国と小島嶼国との「連携」による SDGs の促進

SDGs は元来、世界全体で進めていこうとのコンセプトに基づくものであり、小島嶼国とともに、小島嶼国を含めた世界で SDGs を達成するためにはどうしたらよいかというスタンスで考えるべきである。したがって、そのニュアンスを表現する意味でも小島嶼国に対する「支援」ではなく、「連携」による促進という発想が重要である。かかる「連携」により、結果として我が国と小島嶼国が並行して発展すれば、長期的には我が国の利益にも繋がっていく。

### ③我が国と小島嶼国との島国としての共通性と相違の認識

我が国と小島嶼国との間には、島国であること、自然災害の被害が多いこと、例えば再生可能エネルギーの促進の分野では、そういった地理的要因から促進が難しいといった多くの同じ悩みを抱えている。こういった共通性を見いだせる、経験を応用で

きる分野で我が国が小島嶼国と協力できれば、我が国の特性を生かした関係が構築できる。

## 4. 提言

政府による、本 SG で検討したテーマと関連する施策の立案、実施につき、以下を提言する。

### (1) SDG14 の達成における主権国家の裁量と国益の実現

17 の目標 (Goal) と 169 のターゲット (Target) からなる SDGs は、2030 年 (令和 12 年) までの国際目標であり、その達成に向けて世界全体で取り組むべきものである。SDGs の構成として、SDG14 を含む 17 の各目標の下にターゲットが置かれ、169 の全てのターゲットに、少なくとも一つの、その達成を測るためのグローバル指標 (indicator) が設定されている。しかしながら、指標が設定されているものの、国際的な合意を得た定義または算出方法が国連から公表されていない場合や、それが目標やターゲットの達成に必ずしも繋がっていないという批判もある。そこで各国は自らの裁量で SDG14 を達成していくこととなる。SDGs の目標とターゲットの進捗のフォローアップは、やはり各国が自主的に、各国の主導で行うこととされている。

このような SDGs の特徴に照らせば、仮に何らかの指標ができたとしても、それを達成したか否かの判断は、結局は主権国家である各国に委ねられる。すなわち、各国は自国の国益の実現をはかりながら、SDGs の達成に努力することになる。我が国も例外ではない。そこで、我が国としては SDGs の達成に向けた「日本モデル」を作り上げることがその理想形といえる。本 SG での議論等を通じて明らかになったこの「日本モデル」を検討していくための基本的な指針については、下記 (3) にて、改めて触れる。

### (2) 第 3 期海洋基本計画による SDG14 の達成

海洋に関する国際目標である SDG14 を議論するに当たっては、我が国の海洋政策、すなわち第 3 期海洋基本計画との関係性は常に意識されるべきである。この点は、本 SG で扱うテーマの設定に際しても、また実際の検討、議論に際しても特に留意された点である。

2018 年 (平成 30 年) に策定された、現在の第 3 期海洋基本計画は、本年 3 年目に入っている。同計画が、おおむね 5 年毎に見直されてきていることに鑑みれば、第 3 期としては後半期に入る同計画の実施において、本 SG による検討を通じて、下記を確認するとともに、提言する。

第一に、今年度の本 SG で検討した 3 つのテーマは、第 3 期海洋基本計画第 2 部が掲げる多くの多様な施策に密接に関わることが確認された。そのことは、本 SG のい



ずれのテーマ下の議論においても SDG14 の達成に向けた取組がそれのみでは完結しないことが改めて確認されたことにも深く関連する。SDG14 の達成に向けては、同目標が多様な施策に関わることに十分に留意し、取組を進めていかなければならない。とくに、第3期海洋基本計画は、「総合的な海洋の安全保障」を支柱として、多くの多様な施策を、この目的に照らしてその実施の意義を明らかにしている。SDG14 の達成に関連する施策は、主に、第3期海洋基本計画に言う「安全保障が必ずしも唯一の、または主たる目的となっていない施策であっても、海洋の安全保障に資する側面を有するもの」に該当すると捉えることができる。すなわち、同施策は主として、「海洋の安全保障の強化に貢献する基層」となる施策と位置づけることができ、「総合的な海洋の安全保障」に資する取組を構成するものである。本 SG は3つのテーマを扱ったが、本 SG の検討結果は、第3期海洋基本計画における「総合的な海洋の安全保障」に資する多様な施策の実施についての、指針や手法、評価の提言に活用されるべきである。この点は、以下(3)で取り上げるとおり、「日本モデル」の基本的指針という具体的な形としても表現されることに留意すべきである。

第二に、多くの多様な施策を、その相互の関連を反映しながら実現するためには、総合海洋政策本部・参与会議・総合海洋政策推進事務局による、調整さらには統合機能が不可欠となる。SDG14 が多くの多様な施策に密接に関わるということは、すなわち、一つの施策の推進だけでは SDG14 の全体的な推進にとって十分ではないことを意味する。第3期海洋基本計画でも述べられているとおり、SDG14 に関する施策についても、総合海洋政策推進事務局は、各施策が統合的かつ計画的に推進されるよう、関係府省庁の協力を得つつ、その連携を強化する方策を講ずることが期待される。個別の施策の推進が SDG14 の達成に資する側面と、SDG14 の達成という目的が個別の施策の実施に当たっての国内的、国際的な推進の理由となる側面の両面を捉え、統合的な取組が検討されていくことが望ましい。

### (3) SDG14 実現の「日本モデル」の基本的指針

2019年(令和元年)12月、政府のSDGs推進本部は、SDGs実施指針を改定し、①ビジネスとイノベーション、SDGsと連動する「Society5.0」の推進、②SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境にやさしい魅力的なまちづくり、③SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメント、の三本柱を中核とする「日本のSDGsモデル」を示した。これは本 SG で検討された「日本モデル」の考え方と軌を一にするものである。上述のように(「1. 本 SG の目的・趣旨」(2))、SDGs推進本部と本 SG では、後者においては特に SDG14 にフォーカスして検討を進めたわけであるが、それぞれ異なるアプローチから SDGs について、結果的に同じ方法論に行き着いた点は決して偶然ではない。今後、政府全体として SDGs の達成を進める上でも、また、海洋に関する SDG14 を考えていく上でも、「日本モデル」の追求は、重要なポイントとなる。

SDG14に即していえば、この「日本のSDGsモデル」に立脚して、我が国の国益に資するSDG14の達成をはかる必要がある。

かかる視点からみて、下記のような指針を、SDG14を達成するための指針として、提言する。本SGでは、3つのテーマを扱ったが、それらに共通する指針や、我が国の海洋政策を策定し実施するに当たって、一定程度には一般化できる指針を抽出して、ここに提言するものである。

#### ①多様なステークホルダーとの共同：国内的实施

SDGsの達成に向けては、より多くのステークホルダーとともに取り組んでいくということが決定的に重要である。2019年（令和元年）12月に改定されたSDGs実施指針においても、伝統的な産官学に加え、市民社会、消費者、新しい公共（協同組合）、労働組合、次世代（若者）、地方自治体等までも含むことになっている。SDG14に関しては、特に海洋プラスチックごみ対策については、前述のとおり（「3.まとめ」（1）テーマ1：海洋プラスチックごみ（B））、国民の啓発の重要性とともに多様なステークホルダーの関与の重要性についても議論されたが、改定されたSDGs実施指針に挙げられているような上記ステークホルダーについても、今後如何に連携していくのかについて、引き続き検討していくことが不可欠である。

#### ②多様なステークホルダーとの共同：世界との連携

SDGsは世界全体で進めていこうとのコンセプトに基づくものという点を意識することの重要性が確認された。とくに、小島嶼国とSDGsとの関係では、小島嶼国の気候変動や社会変化に対する脆弱性に鑑み、多くのSDGにおいて小島嶼国について繰り返し言及されている。世界全体でSDGsを達成するためには、こうした地域と「連携」するという姿勢が肝要である。この考え方は、「日本モデル」の構築と決して矛盾するものではない。各国が各国の考えに基づくSDGsの達成に向けたモデルを有して当然との前提にたてば、我が国の「日本モデル」の実現と並行して他国のモデルも達成するためにどのように「連携」していくのか、という考え方は当然である。かかる「連携」を相手国にも説得的なものとする上では、いかに魅力的な「日本モデル」を構築できるか、いかにその具体化を図っていくのかという点が決定的となる。たとえば、「海洋プラスチックごみ」のテーマとの関連では、廃棄物の適正処理や3R（リデュース、リユース、リサイクル）を巡る我が国の経験・ノウハウや、我が国が強みを持つ技術を用いた取組、さらに我が国の社会的・文化的制度、「小島嶼国」のテーマとの関連では、我が国の強みを生かした、現地のニーズに沿った支援がそれに該当する。さらに、この「日本モデル」の構築に当たっては、現在必ずしも正しく理解、評価されていない点、例えば、気候変動対策としてのプラスチックごみ処理に関する熱回収の意義等について、国際社会から正当な評価を得るための努力も今後重要である。

同時に、国際社会の他の主要国が、SDGs 達成のためにどのような自国モデルを構築しようとしているかについて、情報収集を進めていく必要がある。米国やEU、近隣国の中国や韓国、そしてASEAN 諸国等がSDGs 達成に向けてどのような取り組みを行っているか、今後重点を置いて情報収集し、その情報に基づいて、どのように連携していくことが我が国の国益に資するのか、国際的にSDGs 全体の達成に資するのかについて、検討していくべきである。

また海洋に関する国際的な議論の場として、SDG14 実施支援国連会議（国連海洋会議）、米が主導して始まった「アワオーシャン会合」やAPEC「Ocean and Fishery Working Group (OFWG)」等もあり、これらのフォーラムでもSDG14 についての議論が行われている。他の主要国の動向に加え、このような国際的フォーラムの動向もきちんとフォローする必要がある。さらに、我が国は、これらのフォーラムにおいて主要な議論とともにリードすべきである。そのためには、例えば、人間の安全保障を中心とした衡平の理解などを踏まえて、世界全体でのSDGs の推進を目指すことが重要である。

### ③科学技術による基盤形成と強化

本SG でとりあげた3つのテーマの検討により、必要な対策を講じていく上での科学的データに基づく情報がまだまだ足りていないことが確認された。かかる観点からは、科学的知識、基盤、パートナーシップを構築し、海洋に関する科学的知見、データ・情報を通じて、SDG14 をはじめとするSDGs の達成に貢献することを目指す「国連海洋科学の10年」の取組の意義が改めて浮かび上がってくる。第3期海洋基本計画において、「当該10年の実行計画策定およびその実施に積極的に関与し、SDGs の達成に向けて我が国として貢献する」と述べられており、その取組を継続することが重要である。

また、その他の国際的なイニシアティブもあり、それらへの関与も含めることが望まれる。

### ④施策の統合的実施

第3期海洋基本計画は、SDGs およびSDG14 にも随所に触れ、達成に向けて取り組むべきものとして位置づけている。また、その第2部において、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を具体的に挙げており、それらは、SDG14 の達成に向けた政府としての取組をより具体的に示している。しかしながら、SDG14 に関連する施策が多分野に跨がることに鑑みれば、各施策同士の関係性までは、同計画は必ずしも明確にはしていない。したがって、SDG14 の達成に向けては、各施策相互のこういった連携が効果的であるのかといった視点に基づき、施策の統合的な実施がはからなければならない。そのためには、総合海洋政策推進事務局には、SDG14 に関連する各施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、関係府省庁の協力を得つつ、その連携を強化する方策を講じていく役割が期待される。

#### (4) おわりに

SDG14 は、今回の SG で取り上げたテーマ以外にも海洋の酸性化などの重要テーマを含む幅広いターゲットを設定している。つまり、SDG14 は多様なテーマへの広がりを持つ。また SDGs は 2030 年（令和 12 年）までの取り組みが必要なものである。つまり、SDG14 は、長期のタイムスパンを示唆する。この多様性と世代間の社会公正は、海という環境が、人類の文化や社会経済的活動において欠くべからざる機能を有していることを示してもいる。

本 SG の検討成果により、第一に、2018 年（平成 30 年）に策定された第 3 期海洋基本計画の今後後半期の実施につき、ここに記したように確認をし、かつ、提言をする。第二に、次期海洋基本計画（第 4 期。2023 年（令和 5 年）から。）においても、SDG14 を実施する施策については、より重点的に記述される必要がある。その際には、今年度の本 SG で議論した各テーマについて更にその検討を深めるとともに、今回の SG が取り上げなかったテーマの検討も求められる。そのために、次期海洋基本計画策定を考慮して、適当な時期に参与会議の下に再度プロジェクトチーム（PT）（ないし SG）を立ち上げ、SDG14 に関する検討を改めて行うことを提言する。

## 持続可能な開発目標（SDG）14に関するSG 構成員

主査：兼原 敦子

参与：高島 正之、前田 裕子、水本 伸子、鷺尾 圭司

外部有識者：

太田 義孝 ワシントン大学 助教

沖 大幹 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

三浦 啓一 太平洋セメント株式会社 取締役 専務執行役員

道田 豊 東京大学大気海洋研究所国際連携研究センター長、教授

海野 光行 日本財団 常務理事

関係府省庁：

内閣官房（副長官補室）、内閣府（総合海洋政策推進事務局）、外務省、  
文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、水産庁、海上保安庁

## 持続可能な開発目標（SDG）14に関する SG 開催実績

開催実績	テーマ
第 1 回 SG (令和元年 12 月 11 日開催)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ SDG14SG の趣旨について</li><li>・ SDGs の全体における SDG14 の位置づけについて</li></ul>
第 2 回 SG (令和元年 12 月 26 日開催)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海洋プラスチックごみについて</li><li>・ IUU 漁業について</li></ul>
第 3 回 SG (令和 2 年 1 月 22 日開催)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 前回のテーマのつづき</li><li>・ 小島嶼国について</li></ul>
第 4 回 SG (令和 2 年 2 月 20 日開催)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 議論のとりまとめ、報告書について</li></ul>